

議案第6号

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部が改正されたことに伴い、ひとり親家庭の父母等が支払う医療費等に係る自己負担金を変更するほか、受給券を交付することにより助成方法を原則として現物給付方式とする変更等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ひとり親家庭」の次に「の父母」を加え、「の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給」を「（以下「医療費等」という。）の全部又は一部を助成」に改める。

第2条第1項中「者を」を「ものを」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童

ア 現に婚姻をしている状況にない者

イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3か月）以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

キ その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童

(3) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童

3 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した

当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第2条第5項を削る。

第3条の見出しを「（受給資格者）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この条例による医療費等の助成（以下「医療費等の助成」という。）を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等であって、本市に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

第3条第2項第1号中「被保護者」を「保護を受けている者」に改め、同項第2号中「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」及び「養育を」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 児童福祉法第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及び当該児童のみを監護する当該児童の父若しくは母又は養育者

第3条第2項に次の3号を加える。

- (4) 国民健康保険法による世帯主、医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び当該児童のみを監護する当該児童の父若しくは母又は養育者
- (5) 利用契約入所児童のみを監護する当該児童の父又は母

(6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は父母が監護しない場合に、当該児童のみを養育する養育者

第4条の見出し中「支給」を「助成」に改め、同条中「医療費等助成金は、受給資格者等が」を「医療費等の助成は、」に、「支給しない」を「行わない」に改め、同条第1号中「9月」を「10月」に、「新たに受給資格の認定の」を「第6条第1項の規定による」に改め、同条第2号中「又は」の次に「ひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める」を加える。

第5条第1項中「が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該」を「に対し、受給資格者の医療保険各法その他法令による」に改め、「費用の額」の次に「の算定方法によって算定された費用の額（入院については、入院時食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額を含む。）」を加え、「医療費等助成金として支給」を「助成」に改め、同項第3号中「又は地方公共団体等」を「、地方公共団体等」に改め、同項第4号中「行われる」を「支払われる」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 別表に定める自己負担金

第5条第1項第6号及び第7号を削り、同条第2項中「による療養の給付に係る」を「に基づき指定された病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関等」という。）で」に、「の証明手数料」を「に係る証明手数料」に、「とき」を「場合」に、「医療費等助成金として支給」を「助成」に改める。

第6条の見出しを「（助成資格の認定申請、受給券の交付等）」に改め、同条中「医療費等助成金の支給」を「医療費等の助成」に、「受給資格の認定を」を「規則で定めるところにより、助成を受ける資格の認定をあらかじめ」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに申請内容を審査し、申請をした者（以下「申請者」という。）が受給資格者であると認定し、かつ、第4条各号のいずれにも該当しないときは、規則で定める場合を除き当該申請者に対して助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）を交付するものとし、受給資格者でないと認定し、又は同条各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により受給券の交付を受けた者は、受給券を使用することができる

千葉県内の保険医療機関等（次条において「指定保険医療機関等」という。）において被保険者証、組合員証等（第8条において「保険証」という。）及び受給券を提示し、診療等を受けるものとする。

第7条の見出し中「申請」を「方法」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条第3項の規定により受給資格者が診療等を受けた場合は、指定保険医療機関等に助成する額を支払うものとする。ただし、当該受給資格者が保険医療機関等に助成の対象となる医療費等を支払った場合は、当該受給資格者の申請に基づき、規則で定めるところにより当該受給資格者に助成する額を支払うことができる。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項ただし書」に、「病院」を「保険医療機関」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の見出しを「（届出義務）」に改め、同条中「場合は、」の次に「規則で定めるところにより」を加え、同条第1号中「氏名」の前に「受給資格者の」を加え、同条第4号を次のように改める。

（4） 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
第8条に次の1号を加える。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

第9条中「医療費等助成金の支給」を「医療費等の助成」に改める。

第10条中「医療費等助成金の支給」を「医療費等の助成」に、「支給の」を「助成の」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

世帯区分		自己負担金	
		入院1日又は通院 1回当たり	調剤1回当たり
A	市町村民税非課税世帯	0円	0円
B	市町村民税所得割非課税世帯であって、 市町村民税均等割のみ課税される世帯		
C	市町村民税所得割課税世帯	300円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条に2項を加える改正規定及び第7条の改正規定（本文に係る部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年11月1日以後の診療等に係る医療費等から適用し、同日前の診療等に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条第2項の規定による受給券の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。